

○ 文部科学省
厚生労働省 令第一号

保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三十三号）第二十八条及び保健師助産師看護師法施行令（昭和二十八年政令第三百八十六号）第十一条の規定に基づき、保健師助産師看護師学校養成所指定規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十年一月八日

文部科学大臣 渡海紀三朗

厚生労働大臣 舩添 要一

保健師助産師看護師学校養成所指定規則等の一部を改正する省令

（保健師助産師看護師学校養成所指定規則の一部改正）

第一条 保健師助産師看護師学校養成所指定規則（昭和二十六年文部省
厚生省令第一号）の一部を次のように改正

する。

第四条第二項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、前項に規定する課程を併せて設けようとするものについては、第十号の規定は適用しない。

第四条第三項を削り、同条第四項を同条第三項とする。

第五条の次に次の一条を加える。


(指定基準の特例)

第五条の二 保健師学校養成所、助産師学校養成所、看護師学校養成所又は准看護師学校養成所（以下この項において「保健師等学校養成所」という。）であつて、複数の保健師等学校養成所の指定を併せて受けようとするものについては、第二条から前条までの規定にかかわらず、教育上支障がない場合に限り、第二条第七号、第三条第七号、第四条第一項第七号、同条第二項第七号、同条第三項第七号又は第五条第七号の図書室（以下この項において「図書室」という。）は併せて指定を受けようとする保健師等学校養成所の図書室と、第二条第七号、第三条第七号、第四条第一項第七号、同条第二項第七号、同条第三項第七号若しくは第五条第七号の実習室又は第四条第一項第七号、同条第二項第七号若しくは同条第三項第七号の在宅看護実習室（以下この項において「実習室等」という。）は併せて指定を受けようとする保健師等学校養成所の実習室等と、それぞれ兼用とすることができる。

別表一を次のように改める。

別表一（第二条関係）

教育内容	単位数	備考
<p>地域看護学</p> <p>地域看護学概論</p> <p>個人・家族・集団の生活支援</p> <p>地域看護活動展開論</p> <p>地域看護管理論</p> <p>疫学</p> <p>保健統計学</p> <p>保健福祉行政論</p> <p>臨地実習</p> <p>地域看護学実習</p> <p>個人・家族・集団の生活支</p>	<p>一二（一〇）</p> <p>二</p> <p>一〇（八）</p> <p>二</p> <p>二</p> <p>三（二）</p> <p>四</p> <p>四</p> <p>二</p>	<p>学校保健・産業保健を含む。</p> <p>保健所・市町村での実習を含む。</p> <p>継続した訪問指導を含む。</p>

援実習 地域看護活動展開論実習 地域看護管理論実習	 二	合計 二三（二〇）	
---------------------------------	---	------------------	--

備考 一 単位の計算方法は、大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）第二十一条第二項の規定の例による。

二 看護師学校養成所のうち第四条第一項に規定する課程を設けるものと併せて指定を受け、かつ、その学生又は生徒に対し一の教育課程によりこの表及び別表三に掲げる教育内容を併せて教授しようとするものにあつては、括弧内の数字によることができる。

三 複数の教育内容を併せて教授することが教育上適切と認められる場合において、臨地実習四単位以上及び臨地実習以外の教育内容十九単位以上であるときは、この表の教育内容ごとの単位数によらないことができる。

別表二を次のように改める。

別表二（第三条関係）

教育内容	単位数	備考
基礎助産学 助産診断・技術学 地域母子保健 助産管理 臨地実習 助産学実習	六（五） 六 一 一 九 九	実習中分べんの取扱いについては、助産師又は医師の監督の下に学生一人につき十回程度行わせること。この場合において、原則として、取扱う分べんは、正期産・経膾分べん・頭位単胎とし、分べん第一期から第三期終了より二時間

合計	二三三（二二二）	までとする。

備考 一 単位の計算方法は、大学設置基準第二十一条第二項の規定の例による。

二 看護師学校養成所のうち第四条第一項に規定する課程を設けるものと併せて指定を受け、かつ、その学生又は生徒に対し一の教育課程によりこの表及び別表三に掲げる教育内容を併せて教授しようとするものにあつては、括弧内の数字によることができる。

三 複数の教育内容を併せて教授することが教育上適切と認められる場合において、臨地実習九単位以上及び臨地実習以外の教育内容十四単位以上であるときは、この表の教育内容ごとの単位数によらないことができる。

別表三を次のように改める。

別表三（第四条関係）

		教育内容		単位数	
基礎分野	専門基礎分野	基礎看護学 臨地実習 基礎看護学	科学的思考の基盤 人間と生活・社会の理解	一 三	一 三
専門分野 I	専門基礎分野	基礎看護学	人体の構造と機能 疾病の成り立ちと回復の促進 健康支援と社会保障制度	一 〇	一 五
専門分野 II	専門分野 I	成人看護学 老年看護学 小児看護学		三 三 〇	六 一 五

	<p>統合分野</p>	
<p>合計</p>	<p>看護の統合と実践 在宅看護論 臨地実習 在宅看護論 看護の統合と実践</p>	<p>精神看護学 母性看護学 小児看護学 老年看護学 成人看護学 臨地実習 精神看護学 母性看護学</p>
<p>九七</p>	<p>二 二 四 四 四</p>	<p>二 二 二 四 六 一六 四 四</p>

備考 一 単位の計算方法は、大学設置基準第二十一条第二項の規定の例による。

二 次に掲げる学校等において既に履修した科目については、その科目の履修を免除することができる。

イ 学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校又は旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）に基づく大学

ロ 歯科衛生士法（昭和二十三年法律第二百四号）第十二条第一号の規定により指定されている歯科衛生士学校又は同条第二号の規定により指定されている歯科衛生士養成所

ハ 診療放射線技師法（昭和二十六年法律第二百二十六号）第二十条第一号の規定により指定されている学校又は診療放射線技師養成所

ニ 臨床検査技師等に関する法律（昭和三十三年法律第七十六号）第十五条第一号の規定により指定されている学校又は臨床検査技師養成所

ホ 理学療法士及び作業療法士法（昭和四十年法律第三百三十七号）第十一条第一号若しくは二号の規定により指定されている学校若しくは理学療法士養成施設又は同法第十二条第一号若しくは第二号の規定により指定されている学校若しくは作業療法士養成施設

へ 視能訓練士法（昭和四十六年法律第六十四号）第十四条第一号又は第二号の規定により指定されている学校又は視能訓練士養成所

ト 臨床工学技士法（昭和六十二年法律第六十号）第十四条第一号、第二号又は第三号の規定により指定されている学校又は臨床工学技士養成所

チ 義肢装具士法（昭和六十二年法律第六十一号）第十四条第一号、第二号又は第三号の規定により指定されている学校又は義肢装具士養成所

リ 救急救命士法（平成三年法律第三十六号）第三十四条第一号、第二号又は第四号の規定により指定されている学校又は救急救命士養成所

又 言語聴覚士法（平成九年法律第三百三十二号）第三十三条第一号、第二号、第三号又は第五号の規定により指定されている学校又は言語聴覚士養成所

三 複数の教育内容を併せて教授することが教育上適切と認められる場合において、臨地実習二十三単位以上及び臨地実習以外の教育内容七十四単位以上（うち基礎分野十三単位以上、専門基礎分野二十一単位以上並びに専門分野Ⅰ、専門分野Ⅱ及び統合分野を合わせて四十単位以上）であるときは、この表の教育内容ごとの単位数によらないことができる。

別表三の二を次のように改める。

別表三の二（第四条関係）

			教育内容			単位数		
基礎分野	専門基礎分野	専門分野 I	基礎看護学 臨地実習 基礎看護学	科学的思考の基盤 人間と生活・社会の理解	人体の構造と機能 疾病の成り立ちと回復の促進 健康支援と社会保障制度	七	一〇	四
専門分野 II	成人看護学 老年看護学 小児看護学					七	三	三

合計	統合分野	
	在宅看護論 看護の統合と実践 臨地実習 在宅看護論 看護の統合と実践	母性看護学 精神看護学 臨地実習 成人看護学 老年看護学 小児看護学 母性看護学 精神看護学
六五	二 二 四 四 三	二 二 二 二 二 一〇 三 三

備考

一 単位の計算方法は、大学設置基準第二十一条第二項の規定の例による。ただし、通信制の課程においては、大学通信教育設置基準（昭和五十六年文部省令第三十三号）第五条の規定の例による。

二 通信制の課程における授業は、大学通信教育設置基準第三条第一項及び第二項に定める方法により行うものとする。ただし、同課程における臨地実習については、同条第一項に定める印刷教材等による授業及び面接授業並びに病院の見学により行うものとする。

三 次に掲げる学校等において既に履修した科目については、その科目の履修を免除することができる。

イ 学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校又は旧大学令に基づく大学

ロ 歯科衛生士法第十二条第一号の規定により指定されている歯科衛生士学校又は同条第二号の規定により指定されている歯科衛生士養成所

ハ 診療放射線技師法第二十条第一号の規定により指定されている学校又は診療放射線技師養成所

ニ 臨床検査技師等に関する法律第十五条第一号の規定により指定されている学校又は臨床

検査技師養成所

ホ 理学療法士及び作業療法士法第十一条第一号若しくは二号の規定により指定されている学校若しくは理学療法士養成施設又は同法第十二条第一号若しくは第二号の規定により指定されている学校若しくは作業療法士養成施設

ヘ 視能訓練士法第十四条第一号又は第二号の規定により指定されている学校又は視能訓練士養成所

ト 臨床工学技士法第十四条第一号、第二号又は第三号の規定により指定されている学校又は臨床工学技士養成所

チ 義肢装具士法第十四条第一号、第二号又は第三号の規定により指定されている学校又は義肢装具士養成所

リ 救急救命士法第三十四条第一号、第二号又は第四号の規定により指定されている学校又は救急救命士養成所

ヌ 言語聴覚士法第三十三条第一号、第二号、第三号又は第五号の規定により指定されている学校又は言語聴覚士養成所

四 複数の教育内容を併せて教授することが教育上適切と認められる場合において、臨地実習十六単位以上及び臨地実習以外の教育内容四十九単位以上（うち基礎分野七単位以上、専門基礎分野十四単位以上並びに専門分野Ⅰ、専門分野Ⅱ及び統合分野を合わせて二十八単位以上）であるときは、この表の教育内容ごとの単位数によらないことができる。

別表三の三を次のように改める。

別表三の三（第四条関係）

専門分野Ⅰ	基礎分野	専門基礎分野	教育内容		単位数
			高等学校	専攻科	
基礎看護学	科学的思考の基盤 人間と生活・社会の理解	人体の構造と機能 疾病の成り立ちと回復の促進 健康支援と社会保障制度	二	七	八
			六	一〇	三
			七	一五	一一
			合計		

(保健婦助産婦看護婦学校養成所指定規則の一部を改正する省令の一部改正)

第二条 次に掲げる省令の規定中「当分の間」を「平成二十三年三月三十一日までの間」に改める。

一 保健婦助産婦看護婦学校養成所指定規則の一部を改正する省令 (平成八年 文部省
厚生省 令第一号) 附則第三

項

二 保健婦助産婦看護婦学校養成所指定規則の一部を改正する省令 (平成十年 文部省
厚生省 令第一号) 附則第三

項

(保健婦助産婦看護婦学校養成所指定規則の一部を改正する省令の一部改正)

第三条 保健婦助産婦看護婦学校養成所指定規則の一部を改正する省令 (平成十一年 文部省
厚生省 令第五号) 附則

第二項中「当分の間」を「平成二十三年三月三十一日までの間」に、「第四項」を「第三項」に改める。

附 則

1 この省令は、平成二十年四月一日から施行する。ただし、第一条中別表三の二の改正規定は、平成二十一年四月一日から施行する。

2 この省令の施行の際現に指定を受けている学校又は養成所において、保健師、助産師又は看護師として

必要な知識及び技能を修習中の者に係る教育の内容については、この省令による改正後の別表一から別表三の三までの規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。